

平成30年（ワ）第1551号 石炭火力発電所建設等差止請求事件

原告 ■■■■■ 外39名

被告 株式会社神戸製鋼所 外2名

証 拠 説 明 書 (20)

(甲A・甲C)

令和3年4月19日

神戸地方裁判所 第2民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 池 田 直 樹

同 浅 岡 美 恵

同 和 田 重 太

同 金 崎 正 行

同 杉 田 峻 介

原告ら訴訟復代理人弁護士 喜 多 啓 公

同 與 語 信 也

同 青 木 良 和

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

記

【甲A号証】

号証	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲A53	「公害差止の法理」(抜粋)	写し	S51.11.20	沢井裕 (著者)	被害者は、共同不法行為を構成する複数の汚染源である企業群に対して、汚染を適法レベル(閾値以下)に下げるに必要な程度に排出量を減少せよとの請求をなしうるが、個々の企業が汚染に対する寄与度を立証したならば、当該企業に対しては寄与度相当の排出量減少を請求しうるにとどまるとの考え方(いわゆる分割的差止説)が存在すること	

【甲C号証】

号証	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲Cエー 5号証の 1	Emissions Gap Report 2019(抄)	写し	2019年 11月	UNEP (国連環 境計画)	国連環境計画による各国の温室効果ガス排出削減計画と現状についての2019年11月に発行された統合レポート2019年版。 現時点での各国の削減約束に掲げる目標が達成されたとしても、3.2℃に至る可能性(66%の確率)があり、気温上昇を1.5度に抑制するために29-35Gt削減量が不足していること。2030年目標とのギャップを埋めるためにはNDCの引き上げが必要であり、日本について、CCSなしの石炭火力発電所の新設を中止し、既存火力発電所のフェーズアウトのスケジュールを立、電力供給での脱炭素化を含む戦略的エネルギー計画を立てることなどが指摘されている。	
甲Cエー 5号証の 2	訳文	写し	2020年 2月	浅岡美恵	上記証拠の関係部分の抄訳。	

以上